

○猪苗代町有料広告掲載の取扱いに関する要綱

平成二十年三月三十一日

訓令第六号

(趣旨)

第一条 この要綱は、町の広報紙等に掲載することができる広告(以下「広告」という。)の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告対象物)

第二条 広告を掲載することができるもの(以下「広告媒体」という。)は、次のとおりとする。

- 一 広報いなわしろ
- 二 猪苗代町ホームページ
- 三 その他町長が広告掲載を認めるもの

(広告掲載の範囲・基準)

第三条 広告は、広告媒体の品位を損なわないものであって、かつ、町民に不利益を与えない中立性のあるものとする。

2 広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告の表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものとし、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- 一 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の名刺広告
- 二 貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)第二条の適用を受ける業であるもの
- 三 責任の所在及び内容があいまいなもの
- 四 商品先物取引に関する営業広告
- 五 国際条約、国の法令若しくは地方公共団体の条例等に違反し、又は抵触の恐れのあるもの
- 六 公の秩序若しくは善良な風俗に反し、又は反する恐れのあるもの
- 七 本町又は他の地方公共団体が、広告の対象製品、商品又はサービスを推奨している表現のもの
- 八 虚偽又は誤認される恐れがある広告
- 九 必要以上に購買欲をそそると思われるもの
- 十 青少年の教育上好ましくないもの

十一 他を誹謗、中傷又は排斥するもの

十二 無体財産権を侵害したもの

十三 消費者に不利益を与える恐れのあるもの

十四 前各号に定めるもののほか、町長が広告として掲載すること
とが適当でないとするもの

(広告掲載の優先順位)

第四条 広告掲載を決定する場合の優先順位(以下「優先順位」という。)は、次のとおりとする。ただし、同一順位内における優先順位は、第八条の規定による広告掲載申込みの受付順とする。

一 第一順位 国、地方公共団体及びそれに類するもの

二 第二順位 公共的性格のある私企業等で町内に事業所本社、本店、本所、支社、支店、支所、営業所等を有するもの

三 第三順位 前号以外の私企業及び自営業で町内に本社、本店又は本所を有するもの

四 第四順位 前号以外の私企業及び自営業で町内に事業所支社、支店、支所、営業所等を有するもの

五 第五順位 その他広告を掲載することが適当であると町長が認めるもの

(広告の掲載位置)

第五条 広告の掲載位置は、広告媒体ごとに町長が別に定める。

(広告掲載料)

第六条 広告掲載は有料とし、掲載料は広告媒体ごとに町長が別に定める。

(広告掲載希望者の募集)

第七条 町長は、広告の掲載を希望する者(以下「広告掲載希望者」という。)を、広報いなわしろ等により公募するものとする。

(広告の申込み)

第八条 広告掲載希望者は、猪苗代町広告掲載申込書(様式第一号)に、掲載しようとする広告の原稿案を添えて、町長が定める期間内に申し込むものとする。

(広告掲載の決定)

第九条 町長は、前条に規定する広告掲載の申込みがあったときは、当該広告の掲載の可否を決定するものとする。

2 町長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果を広告の掲載を申し込んだ者（以下「申込者」という。）に猪苗代町広告掲載決定通知書（様式第二号）により通知するものとする。

3 広告を掲載する旨の決定通知（以下「掲載決定通知」という。）を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、町長が指定する期日までに、掲載しようとする広告の版下原稿又は広告物を提出するものとする。

（広告掲載料の納付）

第十条 広告掲載料は、前条第三項の掲載決定通知を受理した後に、町長が指定する期日までに、一括納入するものとする。

（広告主の責任等）

第十一条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 版下原稿等の作成経費は、広告主の負担とする。

（広告掲載の取消し）

第十二条 町長は、広告掲載を決定した後に、掲載内容に町の行政運営上支障があると認められたとき又は町長が指定する期日までに版下原稿を提出しなかったとき若しくは第十条の広告掲載料を納入しなかったときは、広告の掲載を取り消すことができる。

（広告掲載料の還付）

第十三条 町長は、広告掲載料を受領した後に、広告主の責めに帰さない事由により広告を掲載できなかったときは、原則として掲載できなかった期間に相当する広告掲載料を還付するものとする。

（補則）

第十四条 この要綱に定めるもののほか、広告に関し必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。